

## 物権変動 宅建 H10-01-4 <<#671>>

### 【問】

Aの所有する土地をBが取得したが、Bはまだ所有権移転登記を受けていない。次の者は、Bが当該土地の所有権を主張できない相手か。

Bが当該土地を取得した後で、移転登記を受ける前に、Aが死亡した場合におけるAの相続人

【答え】「主張できない相手」ではない

### <<ポイント>> 不動産に関する物権の変動の対抗要件【★基礎必須】

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。（民法 177 条）

ex. 二重譲渡：第一売買の買主と第二売買の買主

← 登記をしなければ対抗できない第三者